

(巻末)

土砂災害警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）における、土砂災害防止対策を推進するため次の事項を定める。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
- 2 避難場所・避難経路
- 3 土砂災害に係る避難訓練の実施
- 4 要配慮者利用施設
- 5 救助
- 6 その他、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制に関する事項
- 7 ハザードマップの作成及び周知
- 8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等
- 9 土砂災害警戒情報
- 10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難情報の発令
- 11 土砂災害緊急情報の通知があった場合の取扱い
- 12 避難情報の発令・解除の際の助言

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報及び予警報については、高知地方気象台及び高知県からの連絡、高知県防災砂防課のホームページ、テレビ、消防団、防災パトロール、地域住民等の情報から迅速に収集する。また、住民等に情報が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、インターネット、緊急速報メール、登録制メール、SNS、消防団による戸別伝達、防災パトロール、広報車等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。（第1編「一般対策編」第3章第2節「伝達系統図」を参照）

2 避難場所・避難経路

土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果はハザードマップに掲載し、周知する。

3 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。また、自治会・自主防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

4 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、電子メール、FAX、防災行政無線等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

5 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の捜索及び救出等を実施する。関係機関だけでは救出が困難な場合は、各協力団体等に救出活動の応援を要請する。

6 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制に関する事項

避難情報が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。また、土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うことなどの取組みを行う。

7 ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとする。

8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設について、本計画にその名称及び所在地を示すと共に当該要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。

9 土砂災害警戒情報

土砂災害のおそれがある場合に、市町村単位で、高知地方気象台と高知県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、防災行政無線システムの電話、FAX、電子メール、その他総合防災情報システム等により情報を受信する。

10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難情報の発令（判断基準・発令対象区域）

「避難情報の判断・伝達マニュアル」に定める。

11 土砂災害緊急情報の通知があった場合の取扱い

「避難情報の判断・伝達マニュアル」に定める。

12 避難情報の発令・解除の際の助言

「避難情報の判断・